第3回高梁市水道経営審議会【会議録要旨】

日　時：　令和8年9月1日（火）　午前10時～午前11時27分
場　所：　高梁市役所　本庁舎3階大会議室
出席者：　審議会委員（別添名簿のとおり）
　　※ 金地委員、近久委員、村田委員は欠席
　　事務局職員（別添名簿のとおり）

記

次第3. 審議についての要旨

―事務局から別添「審議会資料」について内容を説明―

- **検針・料金徴収の隔月化について**

委員A）　提示された案では偶数月が請求月となる。生活困窮者、特に年金受給者については、年金の受給月と一緒となり、ある程度支出予定がつきやすくなると思われるため、賛成である。

- **各種手数料の導入について**

委員A）　他市の状況や本市の経営状況を鑑みると、必要かと思う。

委員B）　どの程度の対象者数を見込んでいるか。

⇒　事務局）　開閉栓件数については年間約1,800件を見込んでいる。給水申込件数については年度によって差があり、今回示した収入見込み額は令和５～７年度の平均である年間約30件で試算している。

⇒　委員 B）　基本的には転入者の数か。

⇒　事務局）　給水申込負担金は、分譲地ができたり、宅地にして家を建てたりして新規に水道を引き込む際に徴収するもの。開閉栓は、アパートに入居した場合や家を建てた際に止水栓を開ける場合、または空き家になるため閉栓する場合などの手数料をいただくもの。

⇒　委員 B）　収入見込み額が年間約 4,000 千円と示されており、そこまであるのか、と疑問に思ったので確認させていただいた。

- **有収率の改善に向けた取り組みについて**

委員 A）　令和７年度の有収率の地区別比較について、有漢地区が令和６年度から 6.5%増となっている一方で、成羽地区が令和６年度から 9.0%減となっている。この要因は。

⇒　事務局）　有漢地区については管が比較的新しく、もともと有収率が高かったが、令和７年度中に大きな漏水箇所を見つけ、修繕を行ったことで大きく改善した。一方で成羽地区については管が非常に古く、埋設から 50 年以上経過しているものもある。漏水箇所を見つけて修繕してもまたすぐに漏水してしまうという状況である。

委員 A）　漏水調査等は行うのだろうが、有収率を改善するためには具体的にどういうことを行っていくのか。

⇒　事務局）　まずは漏水調査を実施して、漏水箇所を見つけて修繕する。また、管が古いため、管路更新も同時に行っていく。

委員 B）　漏水調査はなぜ夜間に実施するのか。

⇒　事務局）　国道などの交通量が多い場所では夜間に実施する必要がある。また、周辺が静かでないと漏水音が聞き取りにくいということもある。

委員 C）　市民からの漏水疑いの通報は年間何件あるか。

⇒　事務局）　集計はしていないが、年間 20 件程度は「道路から水が出ている」や「普段水が流れてない水路に水が流れている」などの通報をいただいている。

委員 C）　日頃からそのような変化に気づいていただく、水の大切さを認識していただくためには、有収率の問題を市民に周知する必要があるのでは。各家庭では、毎月の検針で水量が多い場合は検針員から連絡をもらい、漏水であれば即座に修繕を依頼するなど、非常に敏感になっていると思う。この意識をもう少し市全体で考えてもらうようにしないといけない。

⇒　会長）　市全域に広報したほうが良いのか。それとも漏水量の多い旧上水道地区や成羽地区に集中して行うべきなのか。

⇒　委員 C）　どちらかというと漏水量の多い場所。いずれにせよ市民に協力を求めないと改善は難しい。

委員 D）　漏水量が非常に多いことを市民に知ってもらうことや、水の大切さを理解してもらうことが重要。山の中は漏水が分かりにくいし、職員や土地所有者がいつでも行けるわけではない。いわゆる「ポツンと一軒家」状態の家もたくさんある。そういうところで地元の方に目配りをしていただく必要がある。また、旧上水道地区と成羽地区が漏水量の大半を占めており、令和８～１１年度はそこに集中して対策した方が良いのは分かるが、他の地域にも管が古いところがある。その優先順位をどう考えているか。

⇒　事務局）　旧上水道地区と成羽地区の管路更新は既に計画されているものであり、これ以外の地域についても順次計画に着手する予定。まずはバイパス管がある場所を重点的に直していき、その後、バイパス管を設置できるところから、バイパス管を作りつつ更新していく。例えば山奥の１軒にのみ給水しているような箇所で管を更新する場合は、相応の費用がかかるためなかなか計画ができないというのが難点である。

⇒　会長）　季節ごとに使用水量が変わってくるので、それによって工事のタイ

ミングを決めても良いのではないか。また、時間別の水圧のコントロール、例えば夜間は水圧を下げて漏水量を減らす手法など、まだまだ我々が研究できてないこともあるので、これから検討していただければ。

委員 F）　「衛星を活用した漏水調査」とはどういったもので、どの程度効果があったのか。

⇒　事務局）　昨年度、国からの補助金を受けて岡山県下で協力して実施した調査である。人工衛星を活用し調査したところ、直近 200m の範囲で漏水疑いのある箇所が高梁市内で 198 箇所見つかった。そのうち 20 箇所について修繕をしており、今後も残りの箇所について修繕を実施していく。この調査では微量な漏水も検知してしまうため、宅内の漏水も含まれていることがある。これについては使用者本人に直していただかなければいけない。

⇒　委員 F）　精度は良いのか。

⇒　事務局）　的中率は高い。

⇒　委員 F）　昨年度実施した調査に基づき修繕を進めているということで、毎年実施するものではないということか。

⇒　事務局）　費用がかかるため毎年度は実施できない。まずは今回の調査結果を踏まえて修繕を進めていく。

⇒　委員 B）　高梁市全域を調査したものか。

⇒　事務局）　全域を調べている。

⇒　委員 B）　市全域で 198 箇所だと、意外と少ないな、という印象。

⇒　会長）　市の管路延長が 950km であるため少ないように思える。逆に言えば大量に漏れているところがあるということなので、そこは早急に対処する必要がある。

- **水道料金改定シミュレーションについて**

会長）　改定パターン別水道料金試算表について、それぞれにどのような業種が当てはまってくるイメージか。

⇒　事務局）　業種別の情報は把握していない。口径別では、件数で一番大きな割合を占めるのがΦ13 で、9 割以上を占めている。

委員 B）　事業所がある程度応分の負担をしなければならないとは個人的に思っているが、パターン A と B とで改定割合の差が激しい。この割合の設定の根拠は。

⇒　事務局）　パターン B の小口径の基本料金を、パターン A と比較して 5%下げている。これにより発生する減収分を大口径の従量料金でカバーする設定である。前述のとおりΦ13 の割合が 9 割以上を占めているため、それをカバーするとなると従量料金の改定率が旧上水道だと 90%、旧簡易水道だと 69%という大きな割合となってしまう。

委員 B）　パターン B だと従量料金が最大で 387 円/㎥となるわけだが、他の市町村はどうなっているか。

⇒　事務局）　Φ13 の場合、新見市は 242 円/㎥（11 ㎥以上）、吉備中央町は 214 円/㎥（9 ㎥以上）となっている。最近料金改定をした自治体では、事業所（大口径）の改定割合を大きくする傾向はある。

委員 A）　時期の前倒しについては必要かと思う。ただ、生活困窮者については月に 10 ㎥も使用しないので、例えば基本水量を 8 ㎥や 5 ㎥などに下げたりはできないか。もしくは、住民税非課税世帯についてはある程度減免するとか、生活困窮者については今回の値上げ分は抑えるなどについて検討できないか。

⇒　会長）　生活困窮者は本市だと何人ほどいらっしゃるだろうか。対象者が少ない範囲に合わせてしまうと（料金体系が）崩れてしまうので、水道料金ではなく別の方面からサポートする方向になるかと思われる。

⇒　委員 A）　住民税非課税世帯については減免対象にするなどの手法であれ

ば、説明もしやすいし市民の理解も得られる。

⇒　事務局）　第2回の審議会で基本水量を下げる案を示した。前述のとおりΦ13が9割以上を占めるため、その分がどうしても従量料金の改定率に大きく跳ね返ってくる。生活困窮者に対する配慮も必要だが、従量料金が上がると子育て世帯に大きな影響が出るため、事務局としては基本水量を下げない方向で考えている。

⇒　会長）　例えば余剰が出た際に生活困窮者に何かしらのリターンを出せるような措置ができれば良いが、全世帯が納得いくような形にするのはなかなか難しい。

委員C）　一般家庭と事業所を同一基準で考えるのはおかしいのではないか。一般家庭は生活のために水道を使っているが、事業所は利益のために水道を使っている。Φ13の割合が9割以上ということで、その9割の内訳をもう少し吟味して差をつけるということはできないか。例えば使用水量が多くなるにつれて基本料金が上がる仕組みなど。

⇒　事務局）　Φ13の使用者の中にも一般家庭や事業所などがあるが、事務局としては、やはり件数が多い分だけ、わかりやすい料金体系の方が良いと考えている。また、施設の維持管理費は基本料金をもとにするのが基本的な考え方である。基本料金を一定程度確保しないと維持管理が難しくなり、結果として料金に跳ね返ってくるので、基本料金は複雑にしない方が良い。

⇒　委員C）　使用水量に応じて従量料金を変えるという手法はどうか。生活するための水なのか、事業所の利益のための水なのかで、当然その違いが出てくると思う。そのあたりを深めていただければ、市民にも理解をしていただけると思う。

委員D）　Φ13が9割以上を占めているのが意外であった。Φ13の中でも一定の基準を設けて差をつける必要があるのではないかと思う。農家や個人で飲食店をされているところについては利益があるが、それ以外の方は生活に直結するので。

委員 F）　事業所は地域経済を支えており、雇用の面でも貢献をしている。地域経済が衰退すると、その他も全て衰退してしまう。この水道料金の問題一つですべてが決まるわけではないが、あまり大きすぎる差はないほうが良いのではないかと思う。

委員 G）　Φ13 は一般家庭だけだと勘違いしていた。また、家庭によってはほとんど水道を使っていない人がいると思うが、そういう人も 10 ㎥分の料金を払っている状況であり、使っている人が（使った分を）払うのが当たり前なのではないかと思った。改定時期については、段階的にするのではなく、令和 10 年度に前倒しにした方が良い。（早い時期のほうが）利用者数が多く、たくさん水量を使っていただけることから収入も多く入るので、老朽化したところを修理する費用を賄えるのではないかはないかと思う。漏水に対して市民が意識を持つことも重要である。

委員 C）　この問題を我々だけで考えて良いものか。全市民が考えないといけないのではないか。各家庭でも水道の出しっぱなしなどで無駄な使い方がされているので、この問題を理解していただかないといけない。また、水道だけに限った話ではないが、生活拠点の問題で、不便なところに住まれてる方については、例えば介護などでも多くの経費がかかっている。今後 10 年、20 年の話になると思うが、それぞれの地域で拠点に集約し、そこで生活していただくような取り組みを進めていかないといけない。この水道の問題を機に、市民にそういった高梁市の全体の問題を理解してもらう必要がある。

委員 B）　従量料金を変える手法だと差がつきすぎてしまうので、基本料金を変えてはどうか。改定パターン別水道料金試算表を見ると、使用水量によっては料金が改定前と比べて 2 倍になるところがある。市内の事業所は少子高齢化や過疎化が進んでいる高梁市で事業を継続することの難しさを感じている。もちろん市民への配慮が前提だとは思うが、どうバランスを取っていくかが問題だと感じている。また、現行だと従量料金は 10 ㎥を超える水量で 203 円/㎥（旧上水道区

域）となっているが、これをもう少し低い水量で設定すれば、生活困窮者への負担を少なくできるのではないか。もう一つ、今回示していただいたパターンで従量料金に大きな差があるのは小口径の基本料金を 5%下げたからだと説明があったが、例えばそれを 2%や 3%などにできないのか。

委員 A）　経営的に値上げをしないともたないということはよく分かった。その値上げを前倒しして実施することもやむを得ないというのは認識している。ただ、その値上げの方法というのは、各委員が言われたように様々な方法があると思う。水は生活に直結するものであり、水道料金の値上げは住民の一番の関心事である。今後答申案を取りまとめていくにあたっては、委員の皆様の意見を聞きながら、より良い案を一緒に作らせていただければと思う。

委員 F）　数年前に、資材の共同調達や施設の共同利用など、水道事業の広域化についてよく言われていたと思うが、進捗は。

⇒　事務局）　目に見えて進んでいるわけではない。本当は各自治体の各施設を繋げることができれば良いが、高梁市や新見市は他市から距離があるため、なかなか難しい。資材の共同調達などの面で広域化を進めることができれば、という段階である。